

年度過誤納金還付金受領委任状

京都府自動車税管理事務所長 様

自動車登録番号

標板文字	車種	カナ	番号
京 ・ 京都			

車台番号

(下3桁)

還付事由 (該当事由に必ず✓をしてください)

<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 廃車(済・予定)	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 重複納付	<input type="checkbox"/> その他 ()
---	---	----------------------------------

私は、この自動車の自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)・自動車取得税の還付金の受領を下記の者に委任します。

令和 年 月 日

納税義務者(委任者)

住所
(法人の場合は所在地)

氏名
(法人名及び代表者名)

電話番号 ()

一
記

印

※法人にあつては
代表取締役印

受任者

住所又は所在地	〒	—
氏名又は名称		
電話番号		

振込先口座(口座振込希望の場合)

※受任者名義の口座に限ります

金融機関名及び支店名	金融機関名	支店名 (ゆうちょ銀行の場合は振込用支店名)			
口座種別	普通・当座・その他 ()	口座番号			
口座名義(カタカナ)					

注意事項 (必ずお読みください)

- この委任状は納税義務者(委任者)が内容を確認の上、必要事項を記入してください。
- 還付事由は✓をつけ、発生年月日を記入してください。発生年月日は廃車の場合は抹消登録日、重複納付の場合は2回目の納付日です。
- 納税義務者(委任者)が法人の場合は代表取締役印(登記印)を押印の上、印鑑証明書(写し)を添付してください。
なお、個人、法人を問わず、印鑑証明書が添付されていない場合は、納税義務者に直接確認することがあります。
- 当該年度の4月1日以降に名義変更で取得された方は納税義務者ではありません。
- 新規登録から1か月以内に抹消する場合には、この委任状に登録時の車検証の写しを添付してください。
- 提出された委任状は当該年度に限り有効です。
- 記載事項に不備のあるもの、印影の不鮮明なものは受理できません。
- 還付金の通知書の発送は還付原因発生後 40~60 日後です。
- 還付金額は、他の未納の府税がある場合は充当後の金額となり、還付金が発生しないこともあります。
- 提出期限は下欄のとおりです。提出期限後の受理はできません。
提出期限を過ぎますと、納税義務者に還付されます。

提出期限

抹消登録前でも提出は可能ですので、早めに提出してください。抹消後の提出の場合は、所定の期日に当所に必着するように提出願います。

- 廃車によるものの提出期限
廃車登録日が
▼上旬(1日~15日)の場合
→ 同月16日から3営業日目
▼下旬(16日~月末)の場合
→ 翌月3営業日目

※営業日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日、日曜日及び元旦から1月3日までの間を除く期間です。

- 重複納付によるものは、2回目の納付があった日から3営業日目までに提出してください。

提出先

京都府自動車税管理事務所
〒612-8677 京都市伏見区竹田向代町51-7
電話 075-672-6155

備考

--

受付印

--